

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日
がと
き、
の翌
日)

目次

- ◇規則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- ◇教委規則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- ◇人委規則 最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則
宿日直手当に関する規則
職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則
職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
県費負担教職員の有給休暇に関する規則の一部を改正する規則
職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則
初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
暫定手当に関する規則の一部を改正する規則
寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

規則

◇企業管理規程 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項の規定に基づく最高号給をこえる給料月額を受ける職員の給料月額を定める規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年二月一日

鳥取県規則第三号

鳥取県知事 石 破 二 朗

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。
別表第一を次のように改める。

別表第一

現業職給料表

職務の等級 号 給	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	30,616	20,068	17,262
2	32,426	21,072	17,964
3	34,234	22,076	18,666
4	36,354	23,080	19,166
5	38,462	24,184	20,068
6	40,672	25,290	21,072
7	42,892	26,396	22,076
8	45,100	27,702	23,080
9	47,312	29,110	24,184
10	51,434	30,616	25,290
11	54,044	32,226	26,396
12	56,654	33,834	27,502
13	59,262	35,654	28,610
14	62,982	37,462	29,716
15	65,694	39,272	32,226
16	68,410	42,892	33,834
17	71,126	45,100	35,654
18	73,742	47,312	37,462
19	76,354	49,528	39,272
20	78,766	51,736	42,892
21	81,176	56,654	45,100
22	83,384	59,262	47,312
23	85,592	61,870	49,528
24	87,496	64,178	51,736
25	89,402	66,386	53,942
26		68,192	56,148
27		69,696	58,154
28		70,902	60,158
29		72,008	61,362
30		73,114	62,466
31		74,220	63,470
32			64,474
33			65,478

別表第三の表を次のように改める。

職 名	自動車、整備士 運転技士 ボイラ技士	学 歴 免 許		初 任 給
		高 校 卒	高 校 卒	
その他の職		一七、九六四円	一九、一六六円	二〇、〇六八円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年七月一日から適用する。

(給与の内払)

2 この規則による改正前の現業職員の給与に関する規則の規定に基づいて昭和四十三年七月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規則による改正後の現業職員の給与に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

教育委員会規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年二月一日

鳥取県教育委員会委員長 君 野 秀 三

鳥取県教育委員会規則第一号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

別表第一を次のように改める。

現業職給料表

職務の等級 号 給	1 等 級	2 等 級
	給料月額 円	給料月額 円
1	20,068	17,262
2	21,072	17,964
3	22,076	18,666
4	23,080	19,166
5	24,184	20,068
6	25,290	21,072
7	26,396	22,076
8	27,702	23,080
9	29,110	24,184
10	30,616	25,290
11	32,226	26,396
12	33,834	27,502
13	35,654	28,610
14	37,462	29,716
15	39,272	32,226
16	42,892	33,834
17	45,100	35,654
18	47,312	37,462
19	49,528	39,272
20	51,736	42,892
21	56,654	45,100
22	59,262	47,312
23	61,870	49,528
24	64,178	51,736
25	68,410	53,942
26	71,126	56,148
27	73,742	58,154
28	76,354	60,158
29	78,766	61,362
30	81,176	62,466
31	83,384	63,470
32	85,592	64,474
33	87,496	65,478
34	89,402	

別表第一

別表第三の表を次のように改める。

職 名	学 歴 免 許	初 任 給	用 務 員	
			中 学 卒	高 校 卒
自 動 車 整 備 士	高 校 卒	二〇、〇六八円	一七、九六四円	一九、一六六円
運 転 士	高 校 卒	二〇、〇六八円	一七、九六四円	一九、一六六円

附 則
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年七月一日から適用する。

現業職員の給与に関する規則（昭和三十三年十一月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

(給与の内払)

2 この規則による改正前の現業職員の給与に関する規則の規定に基づいて昭和四十三年七月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規則による改正後の現業職員の給与に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

人事委員会規則

最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

昭和四十四年二月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第一号

最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

(最高号給等職員の号給等の切替え)

第一条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和四十四年二月鳥取県条例第二号。以下「昭和四十四年改正条例」という。)(附則第七項に規定する職員のうち、昭和四十三年七月一日(以下「切替日」という。)(の前日においてその者の受ける号給又は給料月額が別表第一から別表第八までの切替表(以下「切替表」という。)(に掲げられている職員(同条例附則第三項の規定により切替日における職務の等級が公安職給料表特一等級となる職員を除く。)(の切替日における号給又は給料月額は、切替日の前日においてその者の受ける号給又は給料月額に对应する切替表に定める号給又は給料月額とする。

(最高号給等職員の期間の通算)

第二条 前条の規定により切替日における号給又は給料月額を決定される職員に対する切替日以降の最初の昇給規定(職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)第四条第六項又は第八項ただし書の規定をいう。以下同じ。)(の適用については、次の各号に掲げる期間をその者の切替日における号給又は給料月額を受ける期間に通算する。
一 切替日における号給が職務の等級の最高の号給より下位の号給となる職員にあつては、その者の切替日の前日における号給又は給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会

の定める期間を増減した期間。以下「経過期間」という。)(のうち二月をこえない期間

二 切替日における号給が職務の等級の最高の号給となる職員にあつては、その者の経過期間のうち十八月をこえない期間

三 切替日における給料月額が職務の等級の最高の号給をこえる給料月額となる職員にあつては、その者の経過期間

(最高号給等職員の切替え等の特例)

第三条 昭和四十四年改正条例第七項に規定する職員のうち第一条の規定により切替日における号給又は給料月額を決定される職員以外の職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、あらかじめ人事委員会の承認を得て定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1 行政職給料表の通用を受ける最高号給等職員の切替表

職務の級等	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級		7 等 級	
	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日
号給又は給料月額	15号給 円 110,222	15号給 円 117,522	16号給 円 94,354	16号給 円 100,454	18号給 円 85,508	18号給 円 91,308	19号給 円 70,226	19号給 円 75,326	20号給 円 61,882	20号給 円 66,482	15号給 円 46,128	15号給 円 49,528	17号給 円 33,760	17号給 円 36,360
	112,232	119,632	96,282	102,462	87,314	93,214	71,332	76,432	62,886	67,486	47,132	50,532	34,564	37,164
	114,242	121,742	98,170	104,470	89,120	95,120	72,438	77,538	63,890	68,490	48,136	51,536	35,368	37,968
	116,252	123,852	100,078	106,478	90,926	97,026	73,544	78,644	64,894	69,494	49,140	52,540	36,172	38,772
	118,262	125,962	101,986	108,486	92,732	98,932	74,650	79,750	65,898	70,498	50,144	53,544	36,976	39,576

別表第2 公安職給料表の通用を受ける最高号給等職員の切替表

職務の級等	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級	
	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日
号給又は給料月額	21号給 円 97,438	21号給 円 104,038	25号給 円 78,368	25号給 円 84,668	26号給 円 70,924	26号給 円 76,724	28号給 円 68,304	28号給 円 74,004	31号給 円 66,096	31号給 円 71,596
	99,244	105,944	79,374	85,774	71,930	77,730	69,308	75,008	67,100	72,600
	101,050	107,850	80,380	86,880	72,936	78,736	70,312	76,012	68,104	73,604
	102,856	109,756	81,386	87,986	73,942	79,742	71,316	77,016	69,108	74,608
	104,662	111,662	82,392	89,092	74,948	80,748	72,320	78,020	70,112	75,612

別表第3 教育職給料表(イ)の適用を受ける最高号給等職員の切替表

職務の等級	1 等級		2 等級		3 等級	
	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日
号給又は給料月額	25号給	25号給	38号給	38号給	35号給	35号給
	円 114,226	円 26号給 116,232	円 98,880	円 105,180	円 68,016	円 75,216
	118,238	124,252	100,186	106,486	69,020	74,220
	120,244	126,338	101,492	107,792	70,024	75,224
	122,250	128,444	102,798	109,098	71,028	76,228
		130,550	104,104	110,404	72,032	77,232

別表第4 教育職給料表(ロ)の適用を受ける最高号給等職員の切替表

職務の等級	1 等級		2 等級		3 等級	
	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日
号給又は給料月額	28号給	28号給	38号給	38号給	24号給	24号給
	円 98,280	円 29号給 99,586	円 84,928	円 90,428	円 50,036	円 55,836
	100,892	105,786	86,134	91,634	51,038	54,838
	102,198	107,092	87,340	92,840	52,040	55,840
	108,398	108,398	88,546	94,046	53,042	56,842
	109,704	109,704	89,752	95,252	54,044	57,844

別表第5 研究職給料表の適用を受ける最高号給等職員の切替表

職務の級等	1 等級		2 等級		3 等級		4 等級	
	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日
号給又は給料月額	25号給 円 141,916	25号給 円 150,916	28号給 円 96,190	28号給 円 103,290	27号給 円 75,782	27号給 円 81,782	26号給 円 62,802	26号給 円 67,402
	144,124	155,532	97,700	104,900	77,088	85,188	65,808	68,408
	146,332	157,840	99,210	106,510	78,394	84,594	64,814	69,414
	148,540	157,840	100,720	108,120	79,700	86,000	65,820	70,420
	150,748	160,148	102,230	109,730	81,006	87,406	66,826	71,426

別表第6 医療職給料表(イ)の適用を受ける最高号給等職員の切替表

職務の級等	1 等級		2 等級		3 等級		4 等級	
	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日
号給又は給料月額	19号給 円 141,916	19号給 円 153,816	19号給 円 114,706	19号給 円 20号給 円 127,116	21号給 円 98,252	21号給 円 109,660	23号給 円 81,790	23号給 円 89,990
	144,124	156,124	116,616	129,126	99,760	111,268	85,196	91,396
	146,332	158,432	118,526	129,126	101,268	111,268	84,602	92,802
	148,540	160,740	120,436	131,136	102,776	112,876	86,008	94,208
	150,748	163,048	122,346	133,146	104,284	114,484	87,414	95,614

別表第7 医療職給料表の適用を受ける最高号給等職員の切替表

職務の級	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級	
	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日
号給又は給料月額	18号給 円 89,052	18号給 円 94,732	19号給 円 69,742	19号給 円 70,950	22号給 円 60,392	22号給 円 64,992	20号給 円 47,540	20号給 円 50,940	13号給 円 29,650	13号給 円 32,250
	90,640	96,340	70,950	76,050	61,298	65,898	48,344	51,744	30,354	32,954
	92,248	97,948	72,158	77,258	62,204	66,804	49,148	52,548	31,038	33,638
	93,856	99,556	73,366	78,466	63,110	67,710	49,952	53,352	31,742	34,342
	95,464	101,164	74,574	79,674	64,016	68,616	50,756	54,156	32,446	35,046

別表第8 医療職給料表の適用を受ける最高号給等職員の切替表

職務の級	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日	切替日の前日	切替日
号給又は給料月額	26号給 円 85,174	26号給 円 90,674	23号給 円 68,918	23号給 円 73,918	23号給 円 54,254	24号給 円 59,256	20号給 円 43,392	20号給 円 48,800
	86,278	91,778	69,922	74,922	55,256	59,256	44,396	49,800
	87,382	92,882	70,926	75,926	56,258	60,258	45,400	48,800
	88,486	93,986	71,930	76,930	57,240	61,240	46,404	49,804
	89,590	95,090	72,934	77,934	58,242	62,242	47,408	50,808

宿日直手当に関する規則をここに公布する。

昭和四十四年二月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二号

宿日直手当に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。以下「条例」という。)(第十六条の二第一項及び第十八条の規定に基づき、宿日直手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(宿日直手当の支給される勤務)

第二条 宿日直手当の支給される勤務は、正規の勤務時間以外の時間において、本来の勤務に従事しないうで行なう庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視(刑務所等の矯正施設における業務の管理又は監督に類する勤務を含む。)(を目的とする勤務及び条例第十四条第三項の休日、県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和三十一年九月鳥取県条例第四十号)第五条に規定する代休を与えられた日又は国若しくは県の行事の行なわれる日で人事委員会が指定する日に行なうこれと同様の勤務(以下「宿日直勤務」という。)

(宿日直手当の額)

第三条 宿日直手当の額は、次の各号に定める額とする。

一 宿日直勤務のうち刑務所等の矯正施設における業務の管理又は監督に類する勤務で人事委員会が認めるものを主として行なうものについては、その勤務一回につき千円(土曜日又はこれに相当する日に退庁時から引き続き行なわれる宿直勤務にあつては、千五百円)。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、その勤務一回につき五百円

二 前号以外の宿日直勤務については、その勤務一回につき五百円(土曜日又はこれに相当する日に退庁時から引き続き行なわれる宿直勤務にあつては、七百六十五円)。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、その勤務一回につき二百五十五円

(支給の手続)

第四条 所属長は、その所属する職員に対し、第二条に規定する宿日直勤務を命じたときは、人事委員会が定める宿日直勤務実績簿に所要事項を記入し、これを保管しなければならない。

(支給の方法)

第五条 宿日直手当の支給については、職員の給与の支給に関する規則(昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号)第十七条第二項及び第十九条の規定を準用する。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、宿日直手当に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年一月一日から適用する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年二月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第六条中「停職処分を受け若しくは専従休暇を与えられた場合」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受け、若しくは停職にされた場合」に、「停職若しくは専従休暇の終了により」を「若しくは専従許可の有効期間の終了により復職し、若しくは停職の終了により」に、「停職若しくは専従休暇中にある」を「若しくは専従許可の有効期間中の職員又は停職中の」に改め、「支給期日後に」の下に「復職し、又は」を加え、「（休職の場合は休職給と本来の給料との差額）」を削る。

第七条第二項中「専従休暇」を「専従許可」に改める。

第九条第二項中「左に」を「次に」に、「十一万七千円」を「十二万八千円」に、「九千七百五十円」を「一万六千六百六十七円」に、「前二号によるの外」を「前二号によるほか」に改める。

第十六条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、退職、休職、停職又は専従許可の場合において、減額すべき給与額を給料から差し引くことができなるときは、給与条例の規定に基

づくその他の未支給の給与から差し引く。

第十六条第三項中「但書」を「ただし書」に改める。

第十七条の見出し中「夜間勤務手当及び宿日直手当」を「及び夜間勤務手当」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十九条第一項中「及び宿日直手当」を削り、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「異動し」を「異動し、」に、「その異動し又は退職し」を「その異動し、又は退職し、」に改める。

様式第三号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、この規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則第十七条及び第十九条の規定は、昭和四十四年一月一日から適用する。

職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年二月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第四号

職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員等の旅費の支給に関する規則（昭和二十七年十二月鳥取県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表中

2 等 級	人事委員会が別に定める等級号給
3 等 級	人事委員会が別に定める等級号給

を

2 等 級	特 1 等 級
3 等 級	1 等 級

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、同日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年二月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第五号

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則(昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第九条の五第一項第一号中「(昭和三十一年鳥取県人事委員会規則第十

八号)」を「(昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号)」に

改め、同項第二号中「(昭和三十三年鳥取県人事委員会規則第二十二号)」を「(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号)」に改め、同

条第四項第二号中「県費負担教職員の有給休暇に関する規則(昭和三十一年鳥取県人事委員会規則第十九号)」を「県費負担教職員の休暇に関する規則(昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第十九号)」に改める。

第十一条第五項中「(昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第三号)」を

「(昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県費負担教職員の有給休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年二月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第六号

県費負担教職員の有給休暇に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の有給休暇に関する規則(昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

県費負担教職員の休暇に関する規則

第一条の見出しを「(目的)」に改め、同条中「(昭和三十一年鳥取県条例第四十号)第六條第四項の規定に基き」を「(昭和三十一年九月鳥取

県条例第四十号) 第六条第二項の規定に基づき」に、「有給休暇(以下「休暇」という。)」を「休暇」に改める。

第三条第三項中「第七条」を「第八条の規定」に改める。

第三条の二を削る。

第四条に次の見出しを附する。

(特別休暇)

第四条各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同条第三号から第六号まで中「行う」を「行なう」に改め、同条第七号中「又は訓練」を「、又は訓練」に改め、同条第八号中「交通し、や、断等」を「交通遮断等」に改め、同条第十二号中「もしくは」を「若しくは」に、「基き」を「基づき」に改め、同条第十三号中「(昭和三十一年鳥取県教育委員会規則第一号)」を「(昭和三十一年一月鳥取県教育委員会規則第一号)」に改め、同条第二十一号の二中「のぞく」を「除く」に改め、同条第二十二号中「基き」を「基づき」に、「行う」を「行なう」に、「のぞく」を「除く」に改め、同条第二十三号中「基き」を「基づき」に、「又は」を「、又は」に、「のぞく」を「除く」に改め、同条第二十四号中「行う」を「行なう」に改め、同条第二十五号中「交通し、や、断」を「交通遮断」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 臨時的任用職員に対しては、前条に定めるもののほか、特別休暇として、その者の任用期間が二月の場合は二日、二月をこえる場合は二日に二月をこえる期間一月につき一日を加算した日数を与えるものとする。

第六条第三項中「但し」を「ただし」に、「取扱わない」を「取り扱わない」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年二月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第七号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(目的)」に改め、同条中「(昭和二十六年鳥取県条例第五号) 第二条第四号の規定に基づき」を「(昭和二十六年二月鳥取県条例第五号) 第二条第三号の規定に基づき」に、「必要な事項」を「必要な事項」に改める。

第二条第三項中「第五条」を「第六条の規定」に改める。

第三条第一号から第四号まで中「行う」を「行なう」に改め、同条第五号中「又は訓練」を「、又は訓練」に改め、同条第六号中「交通し、や、断等」を「交通遮断等」に改め、同条第十号中「もしくは」を「若しくは」に、「基き」を「基づき」に改め、同条第十一号中「行つた」を「行なつた」に改め、同条第二十号中「基き」を「基づき」に、「行う」を「行なう」に、「のぞく」を「除く。」に改め、同条第二十一号中「基き」を「基づき」に、「又は」を「、又は」に、「のぞく」を「除く。」に改め、同条第二十二号中「行う」を「行なう」に改め、同条第二十三号中「交通し、や、断等」を「交通遮断等」に改める。

断」を「交通遮断」に改める。

第五条第三項中「但し」を「ただし」に、「取扱わない」を「取り扱わない」に改める。

第六条中「有給休暇は、この規則に規定する相当の義務免除された場合」とみなし、その日数は通算する」を「休暇は、この規則に規定する相当の義務免除がされたものとみなし、その期間は通算する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

昭和四十四年二月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第八号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する

規 則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第八条の六を削り、第八条の七を第八条の六とする。

第十条の二第一項第一号(1)中「職務専念の特例規則」を「職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第

二十号。以下「職務専念の特例規則」という。）に、「教職員の有給休暇規則」を「県費負担教職員の休暇に関する規則（昭和三十一年十二月鳥

取県人事委員会規則第十九号。以下「教職員の休暇規則」という。）に改め、同項同号(2)中「教職員の有給休暇規則」を「教職員の休暇規則」に改め、同項同号中(5)を削り、(6)を(5)とし、同項同号(7)中「教職員の有給休暇規則」を「教職員の休暇規則」に改め、同項同号中(7)を(6)とする。

第十三条各号列記以外の部分中「但し」を「ただし」に、「第五号」を「第六号」に改め、同条第二号中「教職員の有給休暇規則」を「教職員の休暇規則」に改め、同条第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十五条の二

第一項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）の有効期間中の職員

第十七条第二項中「休職又は職務専念の特例規則第三条第十号の規定に該当する義務免除若しくは教職員の有給休暇規則第四条第十二号の規定に該当する特別休暇（以下「休暇等」という。）のため勤務しなかつた職員が復職し、又は」を「休職にされ、若しくは専従許可を受けた職員が復職し、又は職務専念の特例規則第三条第十号の規定に該当する義務免除若しくは教職員の休暇規則第四条第十二号の規定に該当する特別休暇のため勤務しなかつた職員が」に、「当該休職等の期間」を「休職期間、専従許可の有効期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）」に改め、

同項の表中 結核性以外の心身の故障 三分の一以内 を

結核性以外の心身の故障 三分の一以内

専従許可 三分の二以内

に改める。

別表第三の三の表中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同表に第一号として次の一号を加える。

一 特一等級

警察本部の困難な業務を所掌する部長若しくは課長の職務又はこれらに相当する職務

別表第三の十一の表中

六	六	六	六	一
二	一	一	一	等
二	七	四	一	級

を

六	六	六	六	一
二	一	一	一	等
二	七	四	一	級
四	四	四	四	特
二	二	一	一	一
五	二	八	五	等

に改める。

別表第四の一の表中

二	二
〇	三
九	九
〇	〇
円	円
一	二
七	六
六	〇
〇	〇
円	円

を

二	二
六	三
三	〇
〇	〇
円	円
一	二
九	三
一	〇
〇	〇
円	円

に改める。

別表第四の二の表中

二	二
五	〇
二	〇
〇	〇
円	円
二	三
三	九
〇	〇
〇	〇
円	円

を

二	二
七	六
〇	〇
円	円
二	三
六	〇
三	〇
〇	〇
円	円

に改める。

別表第五の表中

二	〇
五	〇
〇	〇
円	円

を

二	二
三	六
〇	〇
円	円

に改

別表第六の表中

三	八	九	〇	〇
三	一	二	〇	〇
二	六	八	〇	〇
二	二	九	〇	〇
二	五	七	〇	〇
二	一	九	〇	〇
一	九	一	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇
円	円	円	円	円

を

四	二	〇	〇	〇
三	四	一	〇	〇
二	九	三	〇	〇
二	四	一	〇	〇
二	八	二	〇	〇
二	四	一	〇	〇
二	二	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇
円	円	円	円	円

に改

め、同表の注中「二五、二〇〇円」を「二七、六〇〇円」に改める。

別表第七の表中

三	八	二	〇	〇
三	〇	九	〇	〇
二	六	八	〇	〇
二	一	九	〇	〇
二	五	七	〇	〇
二	一	九	〇	〇
一	九	一	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇
円	円	円	円	円

を

四	一	三	〇	〇
三	三	八	〇	〇
二	九	三	〇	〇
二	四	一	〇	〇
二	八	二	〇	〇
二	四	一	〇	〇
二	二	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇
円	円	円	円	円

に改

める。

別表第八の一の表中

二	四	二	〇	〇
二	〇	九	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇
円	円	円	円	円

を

二	六	六	〇	〇
二	三	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇
円	円	円	円	円

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、この規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第三の三、別表第三の十一、別表第四の一、別表第四の二、別表第五、別表第六、別表第七、別表第八の一、別表第八の二、別表第八の三、別表第九、別表第十、別表第十一及び別表第十三の規定は、昭和四十三年七月一日から適用する。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年二月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第九号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（定義）」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第三条第一項各号列記以外の部分中「通勤届（別記様式第一）」を「人事委員会が定める様式の通勤届」に、「同条同項」を「同項」に改める。

第四条第一項中「届出にかかる事実を」を「届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）（以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により」に、「改訂」を「改定」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 任命権者は、前項の規定により通勤手当の月額を決定し、又は改定し

たときは、その決定又は改定に係る事項を人事委員会が定める様式の通勤手当認定簿に記載するものとする。

第五条各号列記以外の部分中「第十条第一項第一号」を「第十条第一項各号」に、「交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員」を「通勤することが著しく困難である職員」に、「任命権者が交通機関等を利用しなければ」を「交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ」に改め、「であると」の下に「任命権者が」を加え、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 住居又は勤務公署のいずれかの一が離島等にある職員

二 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）別表に定める程度の身体障害のため歩行することが著しく困難な職員

第五条の次に次の一条を加える。

（交通の用具）

第五条の二 給与条例第十条第二号に規定する交通の用具は、次の各号に掲げるものとする。ただし、国又は地方公共団体の所有に属するものを除く。

一 自転車、そり、スキー及び舟艇。ただし、原動機付のものを除く。

二 原動機付自転車、自動車その他の原動機付の交通用具

第六条中「第十条第二項」の下に「第一号」を加え、「運賃等の額に相当する額」を「運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）」に改める。

第八条各号列記以外の部分中「給与条例第十条第二項に規定する運賃等の額に相当する額」を「運賃等相当額」に、「三千二百円」を「四千八百円」に改め、同条第一号中「利用区間にかかる」を「利用区間に係る」に、「但し」を「ただし」に、「当り」を「当たり」に、「少い」を「少

ない」に改め、同条第二号中「当り」を「当たり」に改め、同条第三号中「第七条但書」を「第七条ただし書」に改める。
第九条を次のように改める。

(併用者の区分及び支給額)

第九条 給与条例第十条第二項第三号に規定する同条第一項第三号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第二項第三号に規定する通勤手当の月額は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 給与条例第十条第一項第三号に掲げる職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自転車等を使用する距離が片道二キロメートル以上である職員及びその距離が片道二キロメートル未満であるが自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 運賃等相当額及び給与条例第十条第二項第二号に掲げる額の合計額(その額が二千四百円をこえるときは、その額と二千四百円との差額の二分の一(その差額の二分の一が千二百円をこえるときは、千二百円)を二千四百円に加算した額)

二 給与条例第十条第一項第三号に掲げる職員のうち、運賃等相当額が六百円(その使用する自転車等が原動機付のものである場合にあつては、七百元)以上である職員(前号に掲げる職員を除く。) 給与条例第十条第二項第一号に掲げる額

三 給与条例第十条第一項第三号に掲げる職員のうち、運賃等相当額が六百円(その使用する自転車等が原動機付のものである場合にあつては、七百元)未満である職員(第一号に掲げる職員を除く。) 給与

条例第十条第二項第二号に掲げる額

第十二条中「所属長をして」を削り、「確認させなければならない」を「確認するものとする」に改める。

別記様式第一及び別記様式第二を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年五月一日から適用する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年二月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条の二の規定に基き」を「第七条の二及び第十八条の規定に基き」に改める。

第三条中「(昭和三十一年鳥取県人事委員会規則第二十号)」を「(昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号)」に、「県費負担教職員の有給休暇に関する規則(昭和三十一年鳥取県人事委員会規則第十九号)」を「県費負担教職員の休暇に関する規則(昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第十九号)」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年二月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十一号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

教係主教校	係課次調署	小係室副課次室調管監隊課部	職	一
任	査	長 長	隊	等
教	官長	隊 隊	査	級
官長官頭長	長長席官長	長長佐長佐席長官官官長長長	理	
			察	

別表第二の表中

を

校	調署	室調管監隊課部	職	特
長	査	査	隊	一
	官長	理	隊	等
		長官官官長長長	査	級
			理	
			察	
教係主教校	係課次調署	小係室副課次室調管監隊課部	職	一
任	査	長 長	隊	等
教	官長	隊 隊	査	級
官長官頭長	長長席官長	長長佐長佐席長官官官長長長	理	
			察	

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年七月一日から適用する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年二月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十二号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則（昭和三十七年三月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「の職」の下に「で調整手当が支給される地域以外の地域に所在する公署に置かれるもの」を加え、同項に次の二号を加える。

- 四 調整手当の支給区分が乙地である地域に所在する公署に置かれる職
 - 五 調整手当の支給区分が甲地である地域に所在する公署に置かれる職
- 第二条第二項第一号中「別表上欄」を「別表第一の左欄」に改める。

第三条各号列記以外の部分中「九年」を「十七年」に、「七年」を「十五年」、第四号の職員にあつては十二年、第五号の職員にあつては十年に、「実地修練（第六条）」を「臨床研修（以下第六条において「臨床研修」という。）を経た場合にあつてはこれらの年数に二年を加えた年数、昭和四十三年法律第四十七号による改正前の医師法に規定する実地修練（以下第

六条」に、「場合は、」を「場合にあつては」に、「年数とする。」を「年数」に改め、同条中第八号を第十号とし、第四号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 前条第一項第四号の職に採用された職員

五 前条第一項第五号の職に採用された職員

第四条第一号、第二号及び第三号中「第八号」を「第十号」に改め、同条第五号中「第五号」を「第七号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号中「第三号」を「第五号」に、「第六号」を「第八号」に、「第八号」を「第十号」に改め、同号を同条第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 採用以外の欠員補充の方法により第二条第一項第四号の職を占めることとなつた職員で前条（第一号から第三号まで及び第五号から第十号までを除く。）に規定する職員の要件に準じて人事委員会が定める要件を満たしているもの

五 採用以外の欠員補充の方法により第二条第一項第五号の職を占めることとなつた職員で前条（第一号から第四号まで及び第六号から第十号までを除く。）に規定する職員の要件に準じて人事委員会が定める要件を満たしているもの

第五条第一項中「七年」を「十五年」に、「から第五号までの職員並びに前条第三号及び第四号」を「の職員及び前条第三号の職員にあつては十三年、第三条第四号の職員及び前条第四号の職員にあつては十年、第三条第五号の職員及び前条第五号の職員にあつては八年、第三条第六号及び第七号の職員並びに前条第六号」に、「第三条第六号」を「第三条第八号」に、「第八号」を「第十号」に、「前条第五号」を「前条第七号」に改め

る。

第六条を次のように改める。

第六条 第三条各号の職員及び第四条各号の職員に支給する初任給調整手当の月額、職員の区分及び期間の区分に応じた別表第二に掲げる額とする。この場合において、第三条第一号から第五号までの職員又は第四条第一号から第五号までの職員で大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は第四条第一号から第五号までの職員となつた日までの期間が四年（臨床研修を経た場合にあつては六年、実地修練を経た場合にあつては五年）をこえることとなるもの（大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から三年内のものを除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第四条第一号から第五号までの職員となつた日からそのこえることとなる期間（一年に満たない期間があるときは、その期間を一年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2 初任給調整手当を支給されている職員が休職にされた場合における当該職員に対する別表第二の適用については、当該休職の期間（条例第十二条の二第一号及び第二号の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。）は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。別表を次のように改める。

別表第一

科学技術の部門	学 科
理学(数学、物理及び化学に限る。)及び工学	理学部数学科、物理学科、地球物理学科、宇宙物理学科、化学科及び高分子学科 工学部の各学科 電気通信学部の各学科 工芸学部の各学科
商 船 学	商船学部の各学科
医 学 及 び 歯 学	医学部医学科及び歯学科 歯学部歯学科

備考 この表の右欄の学科には、これと名称を異にするもので人事委員会がこれに準ずると認めるものを含む。

別表第二

職員の区分 期間の区分	第3条第1号の職員及び第4条第1号の職員	第3条第2号の職員及び第4条第2号の職員	第3条第3号の職員及び第4条第3号の職員	第3条第4号の職員及び第4条第4号の職員	第3条第5号の職員及び第4条第5号の職員	第3条第6号及び第7号の職員並びに第4条第6号の職員	第3条第8号から第10号までの職員及び第4条第7号の職員
	円	円	円	円	円	円	円
(1) 採用の日又は第4条各号の職員となつた日から一年間	20,000	15,000	12,500	10,000	7,500	2,500	1,000
(2) (1)の期間が満了する日の翌日から1年間	18,700	14,000	11,500	9,000	6,500	2,000	700
(3) (2)の期間が満了する日の翌日から1年間	17,400	13,000	10,500	8,000	5,500	1,500	400
(4) (3)の期間が満了する日の翌日から1年間	16,100	12,000	9,500	7,000	4,500	1,000	
(5) (4)の期間が満了する日の翌日から1年間	14,800	11,000	8,500	6,000	3,500	500	
(6) (5)の期間が満了する日の翌日から1年間	13,500	10,000	7,500	5,000	2,500		
(7) (6)の期間が満了する日の翌日から1年間	12,200	9,000	6,500	4,000	1,500		
(8) (7)の期間が満了する日の翌日から1年間	10,900	8,000	5,500	3,000	500		
(9) (8)の期間が満了する日の翌日から1年間	9,600	7,000	4,500	2,000			
(10) (9)の期間が満了する日の翌日から1年間	8,300	6,000	3,500	1,000			
(11) (10)の期間が満了する日の翌日から1年間	7,000	5,000	2,500				
(12) (11)の期間が満了する日の翌日から1年間	5,600	4,000	1,500				
(13) (12)の期間が満了する日の翌日から1年間	4,200	3,000	500				
(14) (13)の期間が満了する日の翌日から1年間	2,800	2,000					
(15) (14)の期間が満了する日の翌日から1年間	1,400	1,000					

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年七月一日から適用する。

(経過措置)

2 昭和四十三年七月一日(以下「改正日」という。)の前日から引き続き在職する職員のうち、この規則による改正後の初任給調整手当の支給に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定が適用されたものとした場合に初任給調整手当が支給されることとなる職員でその者の初任給調整手当の支給期間及び経過期間が改正日の前日までに満しないこととなるものについては、改正日以降、この規則による改正後の規定により、初任給調整手当を支給する。

3 前項の職員に支給する初任給調整手当の支給期間及び支給額は、改正日前に改正後の規則の規定が適用されていたものとした場合に同規則第六条第一項の規定により改正日以降においてなお支給されることとなる期間及び額とする。

暫定手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年二月一日

鳥取県人事委員会規則第十三号

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

暫定手当に関する規則の一部を改正する規則

暫定手当に関する規則(昭和三十八年三月鳥取県人事委員会規則第十号)

の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(目的)」に改め、同条中「改正条例」を「昭和三十三年改正条例」に、「第十七項まで」を「第十八項まで及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和四十三年二月鳥取県条例第二号。以下「昭和四十三年改正条例」という。)

第二条中「改正条例」を「昭和三十三年改正条例」に改める。

第三条を第五条とし、第二条の次に次の二条を加える。

第三条 昭和三十三年改正条例附則第十八項に規定する人事委員会規則で定める額は、昭和四十二年八月一日において暫定手当の月額の前条の定めがない職務の等級の号給及び職務の等級の最高号給をこえる給料月額についての前条の規定による支給地域の区分が三級地である地域に係る暫定手当の月額に相当する額のうち、それぞれの給料表の職務の等級の号給又は給料月額に対応する額とする。

第四条 昭和四十三年改正条例附則第八項に規定する人事委員会規則で定める暫定手当の月額に相当する額は、前条に定める額と同じ額とする。

別表第一のロ中

職務の等級		1 等級
号	給	円
1	号	1,220
2	号	1,280
3	号	1,340
4	号	1,410
5	号	1,470
6	号	1,550
7	号	1,630
8	号	1,710
9	号	1,770
10	号	1,830
11	号	1,880
12	号	1,920
13	号	1,960
14	号	1,980
15	号	2,010
16	号	2,040
17	号	2,070
18	号	2,100
19	号	2,130
20	号	2,130

別表第一のハ中

26号給

を

26号給

2,630

に改める。

14	号給	2,160	1,960
15	号給	2,200	1,980
16	号給	2,240	2,010
17	号給	2,280	2,040
18	号給		2,070
19	号給		2,100
20	号給		2,130
21	号給		2,160
22	号給		
23	号給		
24	号給		
25	号給		
26	号給		
27	号給		
28	号給		
29	号給		
30	号給		
31	号給		

に改める。

21	号給	2,160
22	号給	
23	号給	
24	号給	
25	号給	
26	号給	
27	号給	
28	号給	
29	号給	
30	号給	
31	号給	

を

号給	職務の等級	特1等級	1等級
		円	円
1	号給	—	—
2	号給	1,470	1,220
3	号給	1,550	1,280
4	号給	1,630	1,340
5	号給	1,710	1,410
6	号給	1,780	1,470
7	号給	1,850	1,550
8	号給	1,910	1,630
9	号給	1,960	1,710
10	号給	2,000	1,770
11	号給	2,040	1,830
12	号給	2,080	1,880
13	号給	2,120	1,920

別表第一のト中

20号給

を

20号給

1,710

に改める。

別表第一のヘ中

20号給

21号給

22号給

を

20号給

21号給

22号給

に改める。

2,530

2,180

2,220

2,180

2,220

2,260

別表第一のニ中

29号給

を

29号給

2,400

に改める。

チ 医療職給料表(白)の適用を受ける職員に適用

別表第一のチを次のように改める。

職務の等級			1等級	2等級	3等級	4等級
号	給	等級	円	円	円	円
1	号	給	970	680	440	370
2	号	給	1,010	780	470	390
3	号	給	1,060	820	490	410
4	号	給	1,150	870	530	440
5	号	給	1,200	970	570	470
6	号	給	1,250	1,010	600	490
7	号	給	1,300	1,060	640	530
8	号	給	1,360	1,150	680	570
9	号	給	1,410	1,190	780	600
10	号	給	1,450	1,230	820	640
11	号	給	1,480	1,260	870	670
12	号	給	1,510	1,290	950	740
13	号	給	1,550	1,320	980	770
14	号	給	1,580	1,350	1,000	790
15	号	給	1,610	1,380	1,040	830
16	号	給	1,630	1,410	1,060	860
17	号	給	1,660	1,440	1,080	880
18	号	給	1,690	1,460	1,100	900
19	号	給	1,720	1,490	1,110	920
20	号	給	1,740	1,510	1,120	940
21	号	給	1,760	1,530	1,130	960
22	号	給	1,770	1,550	1,140	980
23	号	給	1,790	1,570	1,150	
24	号	給	1,810		1,160	
25	号	給	1,830		1,170	
26	号	給	1,850			

別表第二のロ中

職務の等級			1等級
号	給	等級	円
1	号	給	—
2	号	給	50
3	号	給	50
4	号	給	50
5	号	給	50
6	号	給	60
7	号	給	60
8	号	給	60
9	号	給	70
10	号	給	70
11	号	給	70
12	号	給	70
13	号	給	70
14	号	給	80
15	号	給	80
16	号	給	80
17	号	給	80
18	号	給	80
19	号	給	80
20	号	給	80

別表第二のハ中

26号給

を

26号給

100

に改める。

14	号	給	80	80
15	号	給	90	80
16	号	給	90	80
17	号	給	90	80
18	号	給	90	80
19	号	給	90	80
20	号	給	90	80
21	号	給	80	80
22	号	給		
23	号	給		
24	号	給		
25	号	給		
26	号	給		
27	号	給		
28	号	給		
29	号	給		
30	号	給		
31	号	給		

に改める。

職務の等級			特1等級	1等級
号	給	等級	円	円
1	号	給	—	—
2	号	給	60	50
3	号	給	60	50
4	号	給	60	50
5	号	給	70	50
6	号	給	70	60
7	号	給	70	60
8	号	給	70	60
9	号	給	80	70
10	号	給	80	70
11	号	給	80	70
12	号	給	80	70
13	号	給	80	70

別表第二の二中	別表第二のへ中	別表第二の二中
20号給	20号給 21号給 22号給	29号給
を	を	を
20号給	20号給 21号給 22号給	29号給
に改める。	に改める。	に改める。
60	100	90
	90 90 90	90

別表第二のチを次のように改める。

チ 医療職給料表(ロ)の適用を受ける職員に適用

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号給	円	円	円	円
1 号給	40	30	20	10
2 号給	40	30	20	10
3 号給	40	30	20	10
4 号給	40	30	20	20
5 号給	50	40	20	20
6 号給	50	40	20	20
7 号給	50	40	30	20
8 号給	50	50	30	20
9 号給	50	50	30	20
10 号給	60	50	30	20
11 号給	60	50	40	30
12 号給	60	50	40	30
13 号給	60	50	40	30
14 号給	60	50	40	30
15 号給	60	50	40	30
16 号給	60	50	40	30
17 号給	60	60	40	30
18 号給	70	60	40	30
19 号給	70	60	40	30
20 号給	70	60	40	30
21 号給	70	60	40	30
22 号給	70	60	40	30
23 号給	70	60	40	30
24 号給	70	60	40	30
25 号給	70	60	40	30
26 号給	70	60	40	30

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年七月一日から適用する。

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年二月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十四号

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当の支給に関する規則(昭和三十九年十月鳥取県人事委員会規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 条例第十一条の二第一項の人事委員会が定める職員は、基準日又は異動の日において、次の各号に掲げる職員とする。

一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第二

項第一号に掲げる事由に該当して休職にされている職員のうち、条例第十二条の二の規定に基づく給与の支給を受けていない職員

二 地方公務員法第二十八条第二項第二号に掲げる事由に該当して休職にされている職員

三 地方公務員法第二十九条第一項の規定により停職にされている職員

四 地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けている職員

第三条各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第十一条の二第二項第一号の基準日において職員が受けるべき給料の月額、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月額とする。

第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二 条例第十一条の二第二項第二号の表及び第五条第三項に規定する世帯主である職員は、主としてその収入によつて世帯の生計をささえている職員で次の各号に掲げるものをいう。

一 条例第八条第二項に規定する扶養親族(以下「扶養親族」という。)を有する者

二 扶養親族を有しないが、居住のため、一戸を構えている者又は下宿寮等の一部屋を専用している者

第五条第三項中「(条例第八条第二項に規定する扶養親族(以下「扶養親族」という。))」を「扶養親族」に改め、同条第四項を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、この規則による改正後の寒冷地手当に関する規則第二条第二項第四号の規定以外の規定は、昭和四十三年八月三十一日から適用する。

(給料月額等)

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和四十四年二月鳥取県条例第二号。以下「改正条例」という。)附則第十一項の人事委員会が定める場合は、基準日において同項の職員が給料の調整額を受ける場合とし、同項に規定する人事委員会が定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 基準日において当該職員が職務の等級の最高の号給をこえる給料月額を受ける場合基準日において当該職員が受ける給料月額から同日における当該職員の属する職務の等級の最高の号給の額を減じた額を、同日における当該職務の等級の最高の号給の額とその直近下位の号給の額との差額で除して得た数を、昭和四十三年八月三十一日における当該職務の等級の最高の号給の額とその直近下位の号給の額との差額に乗じて得た額と、同日における当該職務の等級の最高の号給の額との合計額

二 基準日において当該職員が給料の調整額を受ける場合次のイ又はロ

に掲げる額

イ 基準日において職務の等級の号給を受ける職員にあつては、当該号給の昭和四十三年八月三十一日における額とその額を基礎とした場合における当該職員の給料の調整額との合計額

ロ 基準日において職務の等級の最高の号給をこえる給料月額を受け、職員にあつては、前号の額とその額を基礎とした場合における当該職員の給料の調整額との合計額

(経過措置の適用を受ける者の支給期限)

3 改正条例附則第十二項の人事委員会が定める日は、昭和四十四年二月二十八日とする。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年二月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

鳥取県人事委員会規則第十五号

一 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和四十一年二月鳥取県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「技能労務職員」を「現業職員」に改める。

第一条の次に次の一条を加える。

(期末手当の支給を受ける職員)

第一条の二 条例第十六条の四第一項前段の規定により期末手当の支給を

受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日(以下「期末手当基準日」という。)に在職する職員のうち、次の各号に掲げる職員以外の職員とする。

一 無給休職者(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第二項第一号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)

二 刑事休職者(地方公務員法第二十八条第二項第二号の規定に該当して休職にされている職員をいう。)

三 停職者(地方公務員法第二十九条第一項の規定により停職にされている職員をいう。)

四 専従休職者(地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けている職員をいう。)

第二条第一項各号列記以外の部分中「とおりとする」を「職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない」に改め、同項中第二号を第三号とし、同項第一号中「条例第十六条の四に規定する基準日(以下「期末手当基準日」という。)」を「期末手当基準日」に、「技能労務職員」を「現業職員」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次のように加える。

一 期末手当基準日前一月以内に退職し、又は死亡した一般職員で、その退職し、又は死亡した日において前条各号の一に該当する者であつたもの

第三条第一項中「(停職にされていた期間を除く。)」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の期間の算定については、第一条の二第三号及び第四号に掲げる

職員として在職した期間を除算する。

第三条の次に次の二条を加える。

第三条の二 期末手当基準日前六月以内の期間において、次の各号に掲げる者が一般職員となつた場合（第五号及び第六号に掲げる者にあつては、引き続き一般職員となつた場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は、前条第一項に規定する在職期間に算入する。

一 企業職員

二 現業職員

三 常勤の特別職の職員

四 教育長

五 国家公務員（人事委員会が定めるものに限る。）

六 他の地方公共団体の職員（人事委員会が定めるものに限る。）

2 前項の期間の算定については、前条第二項の規定を準用する。

（勤勉手当の支給を受ける職員）

第三条の三 条例第十六条の五第一項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日（以下「勤勉手当基準日」という。）に在職する職員のうち、第一条の二各号に掲げる職員以外の職員とする。

第四条第一項各号列記以外の部分中「とおりとする」を「職員とし、これらの職員には、勤勉手当を支給しない」に改め、同項第二号中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「条例第十六条の五に規定する基準日（以下「勤勉手当基準日」という。）を「勤勉手当基準日」に、「第二条第一項第一号」を「

第二条第一項第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次のように加える。

一 勤勉手当基準日前一月以内に退職し、又は死亡した一般職員で、その退職し、又は死亡した日において第一条の二各号の一に該当する者であつたもの

第八条を次のように改める。

（勤勉手当に係る勤務期間）

第八条 第六条に規定する勤務期間は、一般職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

一 第一条の二第三号及び第四号に掲げる職員として在職した期間

二 休職にされていた期間（公務上負傷し、又は疾病にかかり休職にされていた期間を除く。）

三 条例第十二条の規定により給与を減額された期間

四 職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号）第三条第十号に掲げる事由（公務による負傷又は疾病の場合を除く。）又は県費負担教職員の休暇に関する規則（昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第十九号）第四条第十二号に掲げる事由（公務による負傷又は疾病の場合を除く。）により勤務しなかつた期間から勤務を要しない日及び休日を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

第九条中「第三条第二項の規定」を「第三条の二の規定」に、「第三条第二項中」を「第三条の二第一項中」に改める。

第十条中「第二条第一項」を「第二条第一項第二号及び第三号」に、「

第四条第一項」を「第四条第一項第二号及び第三号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員との給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項の規定に基づく最高号給をこえる給料月額を受ける職員の給料月額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年二月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十六号

職員との給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項の規定に基づく最高号給をこえる給料月額を受ける職員の給料月額を定める規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項の規定に基づく最高号給をこえる給料月額を受ける職員の給料月額を定める規則（昭和四十三年四月鳥取県人事委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「鳥取県条例第二号」を「鳥取県条例第二号。以下「改正条例」という。」に改める。

第二条の見出し中「昭和四十三年四月一日」を「昭和四十三年七月一日」に改め、同条各号列記以外の部分中「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十三年六月三十日」に、「（以下「わく外給料職員」という。）の」を「（昭和四十三年六月三十日に係る場合にあつては、最高号給等を受け

る職員の給料の切替え等に関する規則（昭和四十四年二月鳥取県人事委員会規則第一号）第一条又は第三条の規定により同年七月一日において職務の等級の号給を受けることとなる職員を除く。以下「わく外給料職員」という。）の改正条例附則第八項の規定に基づく」に、「昭和四十三年四月一日」を「昭和四十三年七月一日」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 昭和四十三年六月三十日においてわく外給料職員である職員の同年七月一日から昭和四十四年三月三十一日までの間の給料月額 最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則第一条又は第三条の規定によるその者の昭和四十三年七月一日における給料月額

第二条第二号中「一段階相当額」を「暫定手当に関する規則（昭和三十八年三月鳥取県人事委員会規則第十号）第二条第一号口に掲げる額」に改める。

第三条中「前条の規定の適用を受けるわく外給料職員に対する昭和四十三年四月一日、」を「昭和四十四年三月三十一日又は昭和四十五年三月三十一日においてわく外給料職員である職員に対するそれぞれ」に改め、「昭和四十三年三月三十一日、」を削り、「期間」は、昭和四十三年四月一日、「を」期間」を」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年七月一日から適用する。

企 業 管 理 規 程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公

布する。

昭和四十四年二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県企業管理規程第一号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程(昭和四十一年十二月鳥取県企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第十八条を第十九条とし、第十五条から第十七条までを一条ずつ繰り下げ、第十四条第一項中「地域」の下に「(以下「支給地域」という。)」を加え、同条第二項を次のように改め、同条を第十五条とする。

2 寒冷地手当の額は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

- 一 支給地域の区分に応じ、八月三十一日(その日が日曜日に当たるときは、その前日。以下この条において「基準日」という。)において職員が受けるべき給料の月額と同日におけるその者の扶養手当の月額との合計額(扶養手当の支給を受けない職員にあつては、同日における給料の月額)に、次に掲げる割合を乗じて得た額
 - 一級地 百分の十八
 - 二級地 百分の十八
 - 三級地 百分の二十五
- 二 支給地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額

支給地域の区分	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
一級地	六、七〇〇円	四、四七〇円	二、二三〇円
二級地	一一、三九〇円	七、五九〇円	三、八〇〇円
三級地	一六、七五〇円	一一、一七〇円	五、五八〇円

第十三条の次に次の一条を加える。

(期末手当及び勤勉手当基準日前一箇月以内に退職した職員のうち期末手当及び勤勉手当の支給の対象とならない職員)

第十四条 条例第十三条及び条例第十四条に規定する企業管理規程で定める職員は、給与条例の適用を受ける職員の例により知事が定める職員とする。

別表第四中「八頭郡若桜町」を「八頭郡若桜町 佐治村 智頭町」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この企業管理規程は、公布の日から施行する。ただし、第十四条及び別表第四の改正規定は、昭和四十三年八月三十一日から適用する。

(寒冷地手当に関する経過措置)

2 この企業管理規程による改正後の企業職員の給与に関する規程(以下「改正後の規程」という。)の規定の適用をうける職員で、同規程第十五条第二項の規定により算出するものとした場合における額(以下「基

準額」という。)が、基準日(同条同項に規定する基準日をいう。以下この項において同じ。)において当該職員の受ける職務の等級の号給の昭和四十三年八月三十一日における額(基準日において当該職員が職務の等級の最高の号給をこえる給料月額を受ける場合その他知事が定める場合にあっては、その定める額)に千百円を加算した額に、この企業管理規程による改正前の企業職員の給与に関する規程(以下「改正前の規程」という。)第十四条第二項に規定する割合を乗じて得た額(以下「定率基本額」という。)に達しないこととなるものについては、改正後の規程第十五条第二項の規定にかかわらず、当分の間、定率基本額をもつて当該職員に係る同項の額とする。

3 昭和四十三年八月三十一日から知事が定める日までの間の日を支給日とする寒冷地手当については、基準額が、前項の規定により算出するものとした場合における定率基本額をこえ、かつ、改正前の規程第十四条第二項の規定により算出するものとした場合における額(以下「定率額」という。)に達しないこととなるときは、改正後の規程第十五条第二項の規定にかかわらず、定率額をもつて同項の額とし、前項の規定により算出するものとした場合における定率基本額が、基準額をこえ、かつ、定率額に達しないこととなるときは、改正後の規程第十五条第二項及び前項の規定にかかわらず、定率額をもつて同規程同条同項の額とする。